

全日本小学生バンドフェスティバル岩手県大会 実 施 規 定

第 1 章 総 則

- 第 1 条** この大会は「全日本小学生バンドフェスティバル岩手県大会」という。
- 第 2 条** 全日本小学生バンドフェスティバル岩手県大会（以下、県大会）は、岩手県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に加盟する団体が参加して、毎年実施する。
- 第 3 条** 実施会場・日時などの必要事項は、県吹連評議員会（以下、評議員会）の協議により決定する。

第 2 章 実施部門・実施方法

- 第 4 条** ステージ部門およびフロア部門に分け、それぞれ独立した大会として実施する。なお、ステージ部門はステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、フロア部門とはアリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。
- 2 ステージ部門の選出母体となる地区は次のとおりとする。
- (1) 県北地区（久慈・県北支部）
 - (2) 盛岡地区（盛岡支部）
 - (3) 中央地区（花巻・北上支部）
 - (4) 県南地区（奥州・一関支部）
 - (5) 沿岸地区（宮古・釜石気仙支部）
- 3 フロア部門は地区大会を実施しない。
- 4 同一団体が両部門に出場することを認める

第 3 章 参加資格・参加規定

- 第 5 条** 参加人員は次のとおりとする。ただし、指揮者・ドラムメジャーは含まない。
- (1) ステージ部門… 6 5 名以内
 - (2) フロア部門… 8 0 名以内
- 第 6 条** 参加資格は小学校に在籍している児童とする。ただし、出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校（従来通りの参加形態）
 - ② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない団体が、学校長の許可のもと編成する団体。
 - ③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生で組織された団体。なお、小学生とは学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍している児童をいう。
- 2 その他、1 項 (1) - ② および ③ に該当しない団体の参加については、事務局でこれを検討し、常任理事会で参加可否を決定する。
- 第 7 条** 指揮者の資格については制限はしないが、加盟団体の長が認めた者とする。
- 2 同一部門において指揮することができるのは 1 団体とする。
- 第 8 条** 参加団体の人員および資格に疑義あるときは出場を停止または失格とする場合がある。

第 4 章 演奏・演技

- 第 9 条** 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。
- 2 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合

は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- 第 10 条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具などの使用上のルールは別途定める。
- 2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。
- 第 11 条** 出演時間は次のとおりとする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- (1) ステージ部門… 7 分以内
 - (2) フロア部門… 6 分以内
- 第 12 条** 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第 13 条** 服装等は任意とする。
- 第 14 条** 出演順序は実行委員会において決定する。

第 5 章 表彰および県代表

- 第 15 条** 審査員は評議員会で選出し、会長がこれを委嘱する。審査員の数は原則として 5 名とする。
- 2 審査方法は評議員会の定める審査内規による。
- 第 16 条** 表彰は部門毎に金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。また、代表に選出された団体に副賞としてトロフィーを贈る。
- 第 17 条** 参加団体の中から次の数の団体を東北吹奏楽コンクールまたは東北マーチングコンテストに推薦する。
- (1) ステージ部門 ---- 2
ただし、岩手県吹奏楽コンクール小学生小編成部門とあわせて 3 団体まで推薦する。
 - (2) フロア部門 ---- 4 まで
別に開催する全日本マーチングコンテストと合わせて 7 団体推薦する。
- 2 前年度全日本小学生バンドフェスティバルで金賞を受賞した団体は、1 項とは別に東北吹奏楽コンクールまたは東北マーチングコンテストに参加できる。ただし、ステージ部門においては第 4 条 2 項に定めた地区大会での演奏を経て県大会および東北大会に参加できる。
- 第 18 条** 県大会出場に要する費用は参加団体の負担とする。

第 6 章 地区代表数

- 第 19 条** ステージ部門県大会に各地区より参加できる団体数（以下、地区代表数）の合計は、岩手県吹奏楽コンクール小学生小編成の部とあわせて、概ね 1 2 とする。
- 2 各地区より参加できる団体数は評議員会で決定する。
- 第 20 条** フロア部門においては、第 6 条 3 項の定めにより地区大会を実施しないため、地区代表数を設けない。

第 7 章 そ の 他

- 第 21 条** 県大会実施にあたって評議員会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第 22 条** 県大会実行委員会は県吹連会長の委嘱により組織される。
- 第 23 条** その他開催上の細目については実行委員会が定める。
- 第 24 条** この規定は評議員会の議により改定することができる。

第6章 付 則

本規定は、平成14年5月11日より施行する。
 本規定は、平成16年5月8日より施行する。
 本規定は、平成19年4月12日より施行する。
 本規定は、平成29年5月3日より施行する。
 本規定は、令和3年5月1日より施行する。
 本規定は、令和5年4月29日より施行する。
 本規定は、令和6年4月28日より施行する。
 本規定は、令和7年4月29日より施行する。

※2012年度大会より「メイジャーバトンの放り投げ」と「カラーガードのフラッグ放り投げ」が、危険防止の観点から「禁止」です。

全日本小学生バンドフェスティバル岩手県大会 審 査 内 規

- 第1条 この審査内規は、小学生バンドフェスティバル岩手県大会実施規定第15条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。
- 第2条 審査員は、A(金)、B(銀)、C(銅)の3段階で評価する。
- 2 審査員は審査説明会で示したA、B、Cの数を厳守し、審査を行う。A、B、Cの数は、その年度の評議員会で定める。
 - 3 審査員はA評価のうち代表数+1の団体を代表候補団体として選出し、その団体のA評価を④と標示する。ただし、代表候補団体の数は2項のA評価の数を越えないものとする。
- 第3条 審査員の過半数がA評価の場合は金賞、過半数がC評価の場合は銅賞、それ以外を銀賞とする。
- 2 不測の事態により審査員が偶数になった場合、審査員の半数以上がA評価の場合は金賞、半数以上がC評価の場合は銅賞、それ以外の場合は銀賞とする。ただし、A評価とB評価、A評価とC評価、B評価とC評価のそれぞれが半数となった場合は銀賞とする。
- 第4条 ④が過半数の団体のうち、その数が多い団体から選出し、同数の場合はA評価の数が多い団体から選出する。
- 2 1項で代表数を満たさない場合、④が次に多い団体のうちA評価の数が多い団体から選出する。ただし、A評価の数は過半数とする。
 - 3 2項で代表数を満たさない場合、A評価の多い団体から選出する。
 - 4 1項、2項または3項において、代表選出が困難な場合は審査員の投票により選出する。
 - 5 不測の事態により審査員が偶数になった場合も、1項から4項に基づいて選出する。
- 第5条 第3条、第4条に基づいて、大会会長が賞と代表を承認、決定する
- 第6条 審査結果の処理は、大会会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。
- 第7条 審査一覧表は、参加団体に配布する。
- 第8条 この審査内規は、評議員会の議決により、改定することができる

附則

この内規は、平成30年2月4日より実施する。
 この内規は、令和3年5月1日より実施する。
 この内規は、令和7年4月29日より施行する。

2025年度 全日本小学生バンドフェスティバル・ステージ部門の「ステージ演奏上のルール」

ルール設定の原則

- 演奏場所がフロアからステージに変わったことにより、準備から演奏、片付けに至る環境が大きく変わった。
- そのことにより、いっそう出演者・補助者の安全と円滑な進行を配慮する重要性が増した。
- 以下の内容は、2025年度会場「新潟市民芸術文化会館りゅーとびあ」におけるルールであり、今後変更することもある。
全国大会に出場することとなった団体はこのルールに沿って準備すること。

舞 台 環 境

- ・ ひな壇および反響板(コンクール仕様)
- ・ 椅子、譜面台使用(会場備品) 但し、譜面台及び指揮台の使用は任意
- ・ 舞台照明は生明かりの固定
- ・ 原則下手間口入場、上手間口退場
- ・ 入退場に保護者の支援可
- ・ 入場から退場まで10分廻し

分 野	対象項目	内訳又は使用目的	可	条件付可	不 可	備考・理由
舞 台 持 込	台 車(コロ付)	ドラムセット用			×	搬出入口付近の段差、間口の広さ。
		キーボード用			×	バックヤードの混雑。
		キーボードアンプ用			×	※但し、バス・トラック等から楽器置き場や舞台袖
		エレキギターアンプ用			×	までの移動は可。
	衝立・パネル板	背景描写			×	倒壊に対する安全を確保するため。
		小道具の格納			×	円滑な舞台転換の妨げになるため。
		衣装替え場所			×	舞台設備損傷防止。
		紙のパネル		○		但し、放り投げないこと(紙製・1辺が1m以内)。
	反響板	Hr等の音響効果用			×	反響板設置の舞台環境であり、さらに安全を確保す
	のぼり旗	演出効果・背景			×	安全を確保するため。舞台設備損傷防止。
	ポンポン	演出小道具		○		但し、後片付けが迅速に出来ること。 切れ端が舞台上に落ちないように工夫すること。
	フラッグ・バトン	演出小道具			×	安全を確保するため。舞台設備損傷防止。
	ライフル	演出小道具			×	安全を確保するため。舞台設備損傷防止。
	ステッキ・杖	演出小道具			×	安全を確保するため。舞台設備損傷防止。
	風船・鞠つき	演出小道具		○		但し、客席に放り投げない、投げ入れないこと。
	お手玉・ヨーヨー	演出小道具		○		但し、客席に放り投げない、投げ入れないこと。
	ポケットチーフ・バンダナ等の スカーフや帽子	身に付ける。振る等	○			
	クラッカー・ピストル等	クラッカー、花火等			×	火薬の使用が疑われるものは厳禁。
	自団体の横断幕、看板				×	設置及び片付けの時間を要するため。
	紙テープ、紙飛行機、紙吹雪				×	安全を確保するため。片付けに時間を要するため。
	フラッシュの使用			○		児童の手で持ってこられる程度の物。
管 ・ 打 楽 器 以 外	キーボードベース(バスマスター等)			○		スムーズな移動と安全を確保すること。
	キーボード	シンセ等		○		※但し電子オルガン(エレクトーン等)は不可。
	キーボードアンプ		○			電源3カ所。
	ベースアンプ	エレキ& キーボードベース用	○			
	エレキベース		○			
	ピアノ		○			※ステージ準備済み・上手固定。
そ の 他	マイク使用				×	歌・ハミング等の声出しは可。
	オフステージ			○		楽譜に指定ある場合のみ(要事前連絡)。
	ステージ以外演奏				×	ステージ(含花道)以内で演奏すること。
	ステージ上での移動、演技			○		原則として指揮台又は指揮者より前に出ないこと。
	衣装替え			○		必要最小限(極力控える)。